

# かつらぎ町長期総合計画等策定支援業務

## プロポーザル実施要領

令和4年10月

かつらぎ町

## 1 目的

本町では、「第4次かつらぎ町長期総合計画」が令和5年度をもって計画期間が終了することを受けて、令和6年度以降の町政運営の基本方針となる次期かつらぎ町長期総合計画（令和6年度から令和17年度）を策定することとしており、現行の総合計画における課題等を踏まえ、基本構想の見直し、施策体系のあり方や各施策の方針の再整理等の支援を委託により行う。

また、関連計画である「かつらぎ町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「かつらぎ町人口ビジョン」についても整合性を確保しながら同時期に策定することとする。

本要領は、業務委託にあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した提案者を決定するために必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務概要

- |           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 業務名   | かつらぎ町長期総合計画等策定支援業務          |
| (2) 業務内容  | 「かつらぎ町長期総合計画等策定支援業務仕様書」のとおり |
| (3) 業務期間  | 契約締結の日から令和6年3月31日まで         |
| (4) 提案上限額 | 総額9,900,000円                |

ただし、各年度において次の金額を超えないものとする。

①令和4年度分 5,038,000円

②令和5年度分 4,862,000円

※金額はいずれも消費税及び地方消費税込み。

※提案上限額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであるが、この金額を超えて提案した場合は失格とする。

### 3 参加資格の要件

この要領に基づく公募型プロポーザルに参加ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本町における入札参加を制限されていないこと。
- (2) 本町からの指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次に該当する者がいないこと。
  - i. 破産者で復権を得ない者
  - ii. 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
  - iii. 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (6) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税等の未納がないこと。
- (7) 過去 10 年以内において、地方公共団体の総合計画(基本構想・基本計画)の策定支援業務を元請として受注し、履行した実績を有していること。

## 4 公募スケジュール

実施要領等の公開	令和4年10月11日（火）	町ホームページに掲載
質問書提出期限	令和4年10月21日（金）	FAXにて受付
質問に対する回答	令和4年10月27日（木）	町ホームページに掲載
参加表明書及び企画提案書等の提出期限	令和4年11月7日（月）	持参又は郵送
プレゼンテーション 審査の実施	令和4年11月中旬（予定）	
結果通知	令和4年11月下旬（予定）	町ホームページに掲載
契約締結	令和4年11月下旬（予定）	

## 5 実施要領等の公開

実施要領等については令和4年10月11日（火）から本町ホームページにて公開する。

## 6 質問の受付及び回答

### （1）提出書類

質問書（様式1）に必要事項を記載し、「13担当連絡先（事務局）」に記載のファックス番号宛てに送付すること。なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

### （2）質問受付期間

令和4年10月21日（金）まで（必着）

### （3）質問に対する回答

質問及び回答の内容を本町ホームページで公表する。その際質問者名は公表しない。

## 7 参加表明書及び企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

書 類	様 式	記入上の留意事項	提出部数
参加表明書	様式2		原本：1部 (クリップ留め) 写し：10部 (クリップ留め)
会社概要書	様式3	各様式の注意事項を参照	
業務実績	様式4		
予定担当者調書	様式5		
企画提案書	様式6-1 ~6-4	○企画提案は、別紙「企画提案書」のそれぞれのテーマについて提案すること。 ○写真、イラスト、図面等を用いて分かりやすい表現に努めること。	
見積書	—	○様式は自由とするが、代表者印等押印の上、あて先はかつらぎ町長とすること。 ○業務の合計額（消費税込み）とその内訳書（年度別）を添付すること。	2部

### (2) 提出期限

令和4年11月7日（月）まで（必着）

### (3) 提出方法

かつらぎ町役場企画公室地方創生係（本庁舎2階）への持参又は郵送

※かつらぎ町において入札参加資格を有していない事業者の場合は、上記の書類に加え、下記書類を添付すること。

1. 履歴事項全部証明書（コピー可）
2. 納税証明書（国税及び地方税）
3. 委任状（支店等を代理人とする場合）

## 8 評価及び選定方法について

(1) 企画提案についてプレゼンテーションを実施し審査委員によるヒアリングを行う。

○実施日 令和4年11月中旬 ※詳細は別途通知

○実施場所 かつらぎ総合文化会館 3階 研修室

○時間構成 1提案者につき、プレゼンテーション15分以内、  
ヒアリング15分程度とする。

○留意事項

- ・プレゼンテーションは非公開で行う。
- ・プレゼンテーションの実施順は、参加表明書の受付順とする。
- ・出席者は1者3名以内とし、説明は本業務と直接関わる者が行うこと。また、本業務を受注した場合の業務責任者は必ず出席すること。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容を逸脱しないものとし、追加資料の配布等は認めない。
- ・パソコン等を用いた説明は可能とする。プロジェクター（HDMIまたは、D-Sub15ピン）、スクリーン、電源ケーブルは町で用意するが、パソコン等その他必要機器は提案者の持ち込みとする。

(2) ヒアリング審査の合計点数の総計が最高得点の者を提案採用者の候補とし、次に高い得点の者を次点者として特定する。なお、最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、委員長が決定する。

(3) ヒアリング審査における評価項目、評価基準の概要、配点は次のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
業務実績（様式4）	企業における業務実績を評価する。	5
予定担当者調書（様式5）	配置予定担当者の業務実績を評価する。	5
企画提案 （様式6-1～6-4）	「①業務体制」（10）、「②作業計画」（10）、「③業務の手法」（10）、「④独自提案」（10）について、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。	40
ヒアリング	本業務への取組意欲、理解度、コミュニケーション能力などを総合的に評価する。	30
見積金額（見積書）	見積金額について、相対的に評価する。	20
合 計		100

## 9 審査結果の通知

選定結果は、町ホームページにて公表する。

## 10 契約事項

- (1) 契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。ただし、事業費については「2業務概要（4）提案上限額」で示した上限額を超えることはない。
- (2) 「11資格喪失要件」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行うことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

## 1 1 資格喪失要件

- (1) 企画提案書、その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本要領で定める参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (3) 「10 契約事項 (1)」で行う協議が整わなかったとき。

## 1 2 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 書類の提出の受付は、平日の8時30分から17時15分（12時から13時を除く）までとする。また、郵送の場合は、郵便書留その他これに準じる方法に限るものとする。
- (3) 参加表明書及び企画提案書等の提出物は返却しない。
- (4) 提出期限後の書類の差替え再提出は原則として認めない。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製することがある。
- (6) 評価、採点など審査内容及び審査過程に関する問い合わせには応じられない。  
また、選考結果に対して、異議を申し立てることはできない。
- (7) 本プロポーザルは提案採用者の候補の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (8) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

## 1 3 担当連絡先（事務局）

かつらぎ町役場企画公室（本庁舎2階）政策調整係（齊藤）地方創生係（笹井）

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160番地

電話：0736-22-0300（代表）

FAX：0736-22-6432